

◇新潟県手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第34号）

1 指定試験機関が行う試験に係る手数料の納入等

調理師法の規定により知事が調理師試験の実施に関する事務を行わせることとした者（以下「指定試験機関」という。）が行う調理師試験を受けようとする者は、調理師試験手数料を当該指定試験機関に納めなければならないこととし、当該調理師試験手数料は、当該指定試験機関の収入とすることとしました。（第4条関係）

2 一般旅券発給事務手数料の改正等

旅券法の改正に伴い、一般旅券の発給に係る手数料を見直すとともに、一般旅券の査証欄の増補に係る手数料に関する規定を削除することとしました。（別表関係）

3 牛受精卵移植手数料の改正

牛の人工授精の実施に関する手数料について、積算根拠の見直しに伴い、手数料の額を引き上げることとしました。（別表関係）

4 教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新手数料等の廃止

教育職員免許法の改正に伴い、教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新等に係る手数料に関する規定を削除することとしました。（別表関係）

5 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第35号）

1 期末手当の支給割合の改正

知事、副知事、県議会議員等の期末手当の支給割合を改正することとしました。（第1条及び第2条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第36号）

1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改正することとしました。（第1条～第3条関係）

2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、市町村立学校職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改正することとしました。（第4条～第6条関係）

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改正することとしました。（第7条及び第8条関係）

4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改正することとしました。（第9条及び第10条関係）

5 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第38号）

1 県から市町村への事務の移譲

地方自治法の規定による事務処理の特例制度に基づく市町村への事務の移譲に伴い、関係条例の規定を整備することとしました。

(1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第1条関係）

(2) 新潟県建築基準条例（第2条関係）

(3) 新潟県屋外広告物条例（第3条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県地域振興局設置条例の一部を改正する条例（新潟県条例第39号）

1 所掌事務の削除

労働相談所を本庁に集約することに伴い、地域振興局の所掌事務から労働に関する事務を削除することとしました。(別表第7関係)

2 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（新潟県条例第40号）

1 情報通信技術を利用する方法により行う手続

特定非営利活動促進法において書面等により行うことが規定されている手続について、情報通信技術を利用する方法により行うことを可能とするため、所要の規定の整備を行うこととしました。(第15条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◇新潟県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第41号）

1 選挙公報の掲載文の電磁的記録による提出

新潟県議会議員選挙における選挙公報の掲載文について、電磁的記録による提出を可能とするため、所要の規定の整備を行うこととしました。(第3条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例（新潟県条例第47号）

1 新潟県収入証紙条例の廃止等

地方自治法の規定に基づき、証紙により徴収する使用料及び手数料の収入の方法等に関し、必要な事項を定めた条例を廃止するとともに、関係する46の条例の規定のうち手数料の納入方法に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和6年9月1日から施行することとしました。

◇新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（新潟県条例第48号）

1 目的

この条例は、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 議会の責務

議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする事としました。(第3条関係)

3 個人情報の取扱い

個人情報を保有するに当たっては、事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定することとし、当該目的の達成に必要な範囲を超えて保有してはならない等、個人情報を適正に取扱わなければならないこととしました。(第4条～第14条関係)

4 個人情報ファイル

議長は、議会が保有している個人情報ファイルについて、当該個人情報ファイルの名称及び利用目的等を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないこととしました。(第17条関係)

5 個人情報の開示請求手続等

何人も、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求ができることとし、それらに関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。(第18条～第43条関係)

6 審査請求

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、新潟県個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年新潟県条例第32号）に規定する新潟県個人情報保護審査会に諮問しなければならないこととしました。（第45条関係）

7 その他

罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

8 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県教育の日に関する条例（新潟県条例第49号）

1 目的

この条例は、県民一人一人が教育の重要性を認識し、教育のあり方を考える契機として、新潟県教育の日を定めるとともに、県の責務並びに学校、家庭及び地域住民その他の関係者の役割を定めることにより、県民が生涯にわたって学び、その学んだことを社会で生かすことができる教育環境の整備の推進を図り、もって持続可能な社会の実現に資することを目的とすることとしました。（第1条関係）

2 新潟県教育の日

新潟県教育の日は、11月1日とすることとしました。（第2条関係）

3 新潟県教育月間

この条例の目的を達成するための施策を重点的に実施する期間として、新潟県教育月間を定めることとし、新潟県教育月間は、11月1日から同月30日までの間とすることとしました。（第3条関係）

4 県の責務

県は、新潟県教育月間において学校、家庭及び地域住民その他の関係者が自発的に行う教育に関する取組を促進するほか、この条例の目的を達成するための施策を総合的に実施するものとする事としました。（第4条関係）

5 学校、家庭及び地域住民その他の関係者の役割

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育の重要性に鑑み、その実情に即した教育を行うよう努めるものとする事としました。（第6条関係）

6 連携協力

県、市町村、学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、この条例の目的を達成するための施策を総合的かつ効果的に推進するため、意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力するものとする事としました。（第8条関係）

7 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。